

# 与那原町公共下水道事業経営戦略



令和3(2021)年3月  
与那原町上下水道課

## 与那原町公共下水道事業経営戦略

団 体 名	:	沖縄県 与那原町
事 業 名	:	下水道事業
策 定 日	:	令和 3 年 3 月
計 画 期 間	:	令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年(供用開始から18年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法非適用
処理区域内 人口密度	75.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	沖縄県中城湾南部流域 (西原処理場)へ接続
処理区数	11処理分区		
処理場数	全て流域下水道に接続のため処理場はありません。		
広域化・共同化・ 最適化実施状況*1	特になし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料 体系の 概要・考え方	水道使用量に応じた従量料金制をとっており、8m <sup>3</sup> までを基本料金とし9m <sup>3</sup> 以上を超過料金としている。8m <sup>3</sup> までを524円、9～15m <sup>3</sup> まで57円/m <sup>3</sup> 、16～30m <sup>3</sup> まで66円/m <sup>3</sup> 、51m <sup>3</sup> 以上を81円としています。				
業務用使用料体 系 の 概要・考え方	水道使用量に応じた従量料金制をとっており、10m <sup>3</sup> までを基本料金とし11m <sup>3</sup> 以上を超過料金としている。10m <sup>3</sup> までを733円、11～50m <sup>3</sup> まで76円/m <sup>3</sup> 、50～100m <sup>3</sup> まで86円/m <sup>3</sup> としています。				
その他の使用料 体系の 概要・考え方	団体用は業務用使用料金と同じです。				
条例上の使用料 *2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を 記載	平成29年度	1,206 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記 載	平成29年度	1,493 円
	平成30年度	1,206 円		平成30年度	1,518 円
	令和元年度	1,206 円		令和元年度	1,509 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職員数	課長1人、課長補佐1人、主任技師2人
事業運営組織	与那原町上下水道課、下水道係において、与那原町公共下水道事業特別会計において公共下水道事業を運営しています。

#### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・水質検査、維持補修、維持管理業務の一部で民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	・該当なし
	ウ PPP・PFI	・該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

・経費回収率において平成30年度末時点にて45.2%で、類似団体・全国平均より大きく下回っている状況です。事業年数が浅く下水道整備事業が進行中である為、資本投資が収益を上回っている状況です、収益増加の為に水洗化率の増加が必要です。  
・汚水処理原価は有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用で、平成30年度末時点で167.72円であり、類似団体平均の160.62円、全国平均の136.86円を上回っています。  
・水洗化率については、平成30年度末で76.72%で、類似団体平均の87.09%、全国平均の95.20%を下回っています。供用開始から順調に水洗化率は増加していますが、類似団体平均や全国平均に比べて低い値となっている為、広報活動や啓蒙活動を強化していく必要があります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

・与那原町の人口は年々伸び続けており、東浜地区の影響により人口増加が著しくなっています。推計では令和7年度がピークで20,100人となり、その後は減少すると予測されます。



## (2) 有収水量の予測

・人口増加に伴い有収水量は増加傾向にあるが、人口予測の観点から人口減少や節水型器具の普及等により減少していくものと考えられます。

## (3) 使用料収入の予測

・使用料収入については、毎年増加傾向にあるが、中長期的には有収水量との関連からすると減少傾向に推移するものと考えられる。

## (4) 施設の見直し

・管渠施設については供用開始から18年経過していますが、計画期間内では管路の更新工事をする段階ではありません。また、マンホールポンプ施設についても、平成22年度から開始し、経過年数は10年であり耐用年数15年としている改築更新する段階ではありません。

## (5) 組織の見直し

・本町の下水道事業においては、公営企業会計を適用する予定であり、企業会計方式に移行するにあたり、効率的な組織体制の検討を行っていきます。

## 3. 経営の基本方針

・与那原町公共下水道事業は、平成8(1996)年から委託を含めた汚水管渠工事を開始し、平成14(2002)年6月から供用開始しました。令和元年度末での下水道整備率は75.5%まで進捗しており、水洗化率も75.1%に達しています。今後も生活環境の改善、公用水域の保全に向けて引き続き下水道整備を進めています。本町下水道事業は、一般会計からの繰入金に頼った経営を実施している状況にあることから、今後は公営企業会計による独立採算の原則を意識した経営を行う必要があり、その為にも、今後は人口増減等の社会情勢の変化に合わせた事業計画の見直しや経費削減、下水道使用料の改定等を含め検討しなければならない。水洗化率向上については個別訪問等を行い下水道への認識を広め接続件数の増加に努めていきます。

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たりの説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

・今後投資の目標として年間事業費を3億円程度確保し未整備である地区への投資を進める。  
・補助金に関する事項としては、整備額の60%を計上し、地方債に関する事項としては発行額の40%を計上していきます。  
・繰入金に関しては使用料収入で賄えない分を一般会計からの繰入を行う予定です。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

・下水道使用料について  
水洗化率の増加により下水道使用料も増加傾向にあります。中長期的には人口減少等の収入減少要因が見込まれるため、更なる水洗化率の上昇に努めるとともに下水道使用料改定も検討していく必要があります。  
・国庫補助金  
引き続き公共下水道整備を行う為、交付金を計上していきます。  
・地方債  
公共下水道整備、流域下水道建設負担金等の国庫補助にかかるものに限って計上していきます。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・維持管理費については、令和2年度同等額を見込んでいます。
- ・職員給与については、与那原町職員の給与に関する条例に準じた額を計上します。
- ・地方債償還金については元金及び利子分を計画期間内借入分の額を見込んでいます。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	・広域化、共同化、最適化について協議会等に参加し検討します。
投資の平準化に関する事項	・ストックマネジメント計画に基づき行っています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	・当面の予定はありません。
その他の取組	・予定はありません。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・一般会計繰入金に依存していることから、今後使用料金の見直しを検討する必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	・該当なし
その他の取組	・該当なし

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・該当なし
職員給与費に関する事項	・本町の給与制度に関する条例に準じます。
動力費に関する事項	・該当なし
薬品費に関する事項	・該当なし
修繕費に関する事項	・計画的な維持管理を行う事により、修繕費の低減に努めます。
委託費に関する事項	・効率的な業務委託を検討します。
その他の取組	・該当なし

### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・3～5年で見直しを実施します。
---------------------	------------------







投資・財政計画

収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	56.1	53.9	53.4	53.2	53.0	52.7	52.8	52.5	54.0	55.2	57.7	61.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	98,140	95,360	96,150	97,845	99,165	100,485	101,805	103,125	104,445	105,765	107,085	108,405
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金 の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可 能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定 した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計繰入金残高 (X)	2,988,700	2,984,460	2,782,745	2,624,163	2,460,592	2,291,214	2,118,058	1,939,239	1,764,753	1,593,202	1,430,822	1,284,017
(単位:千円)												
年度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年 度(2028)	令和11年 度(2029)	令和12年 度(2030)
収益的収支分	22,839	25,621	79,872	103,456	104,812	106,168	107,523	108,879	110,236	111,592	112,948	114,304
うち基準内繰入金	3,764	4,222	7,191	14,420	14,575	14,730	14,884	15,039	15,194	15,349	15,504	15,659
うち基準外繰入金	19,075	21,399	72,681	89,036	90,237	91,438	92,639	93,840	95,042	96,243	97,444	98,645
資本的収支分	170,139	190,863	135,994	145,749	147,315	148,879	150,445	152,010	153,575	155,141	156,705	158,271
うち基準内繰入金	10,851	12,173	12,239	14,415	14,570	14,724	14,879	15,034	15,189	15,344	15,498	15,653
うち基準外繰入金	159,288	178,690	123,755	131,334	132,745	134,155	135,566	136,976	138,386	139,797	141,207	142,618
合計	192,978	216,484	215,866	249,205	252,127	255,047	257,968	260,889	263,811	266,733	269,653	272,575



# 経営比較分析表 (平成30年度決算)

沖根県 与野原町

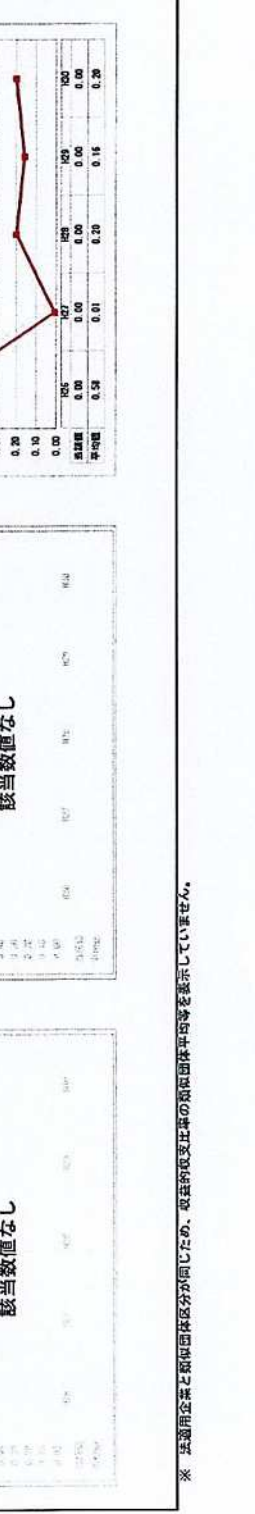
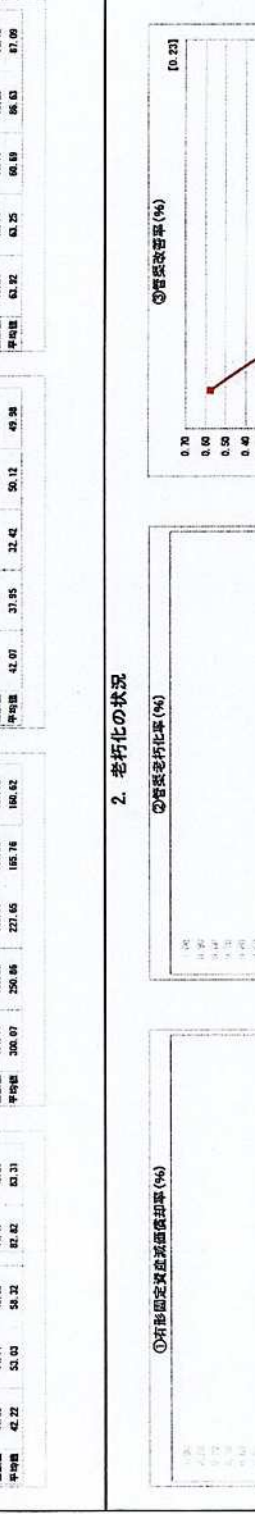
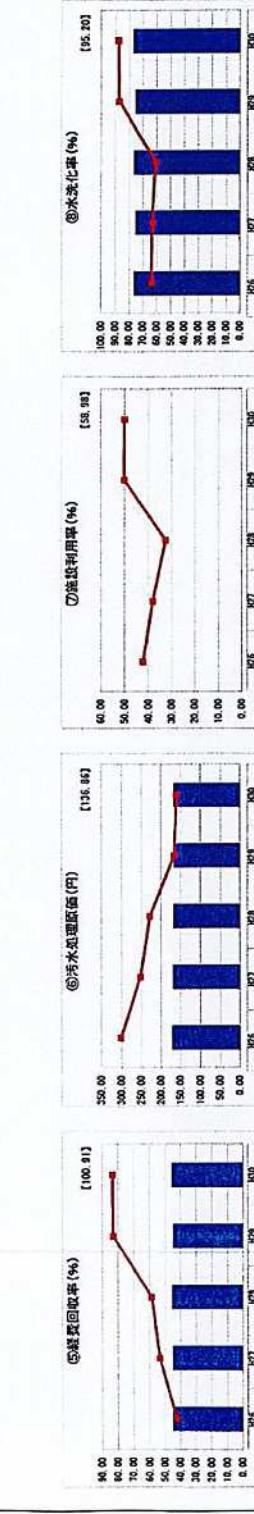
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理情報の情報
法外適用	下水道事業	公共下水道	D2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本率比率 (%)	普及率 (%)	15月30日当期末剰余金 (円)	
-	該当数値なし	79.04	1,302	

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
19,810	5.18	3,824.32
処理区域人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
15,755	2.21	7,128.96

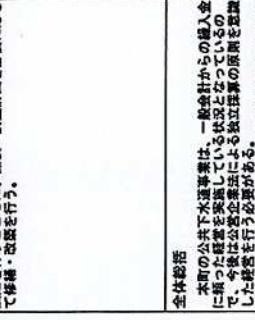
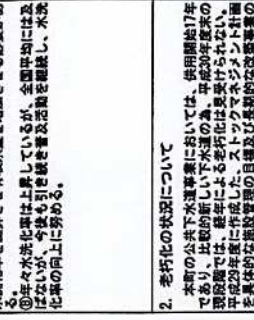
グラフ凡例

- 当期団体値 (当数値)
- 前期団体平均値 (平均値)
- 平成30年度全国平均

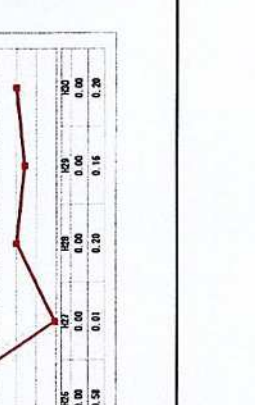
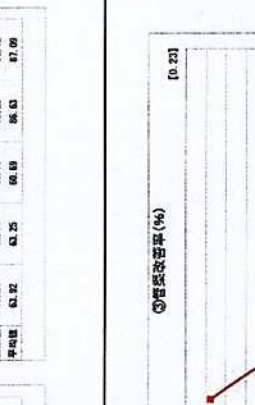
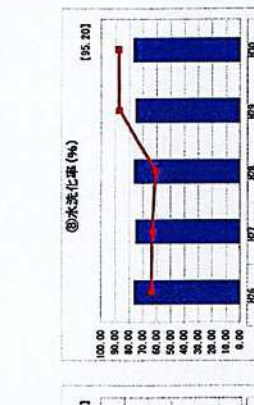
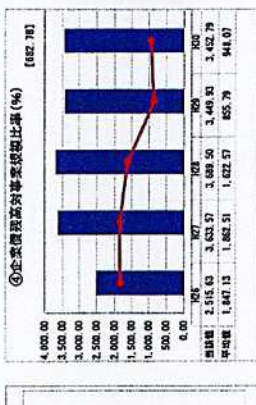
## 1. 経営の健全性・効率性



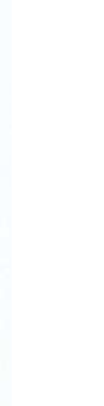
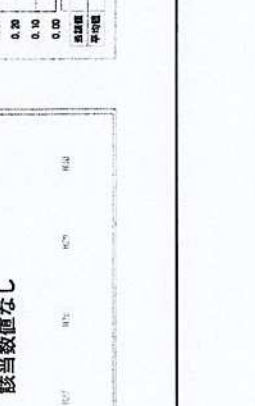
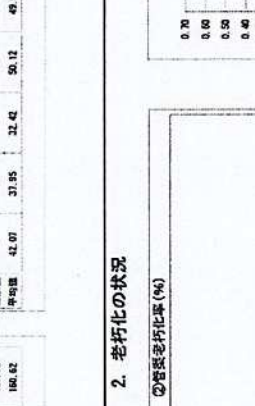
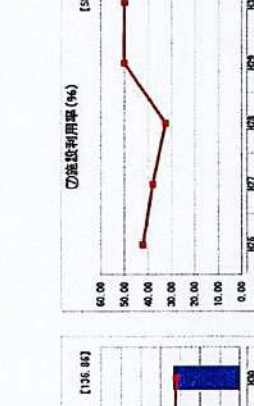
## 2. 老朽化の状況



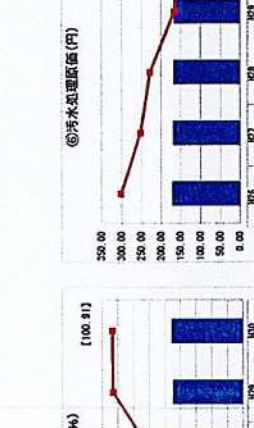
## 1. 経営の健全性・効率性



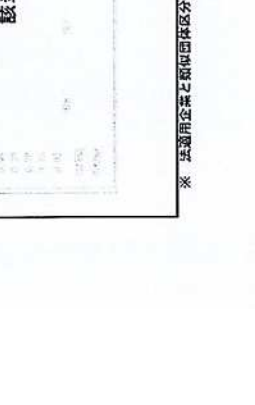
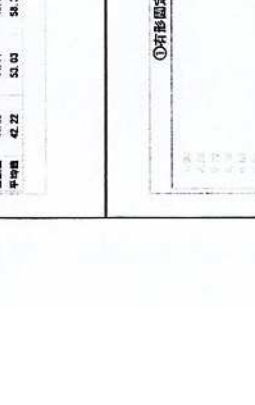
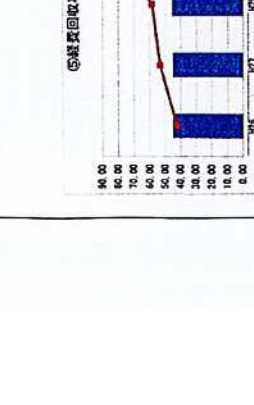
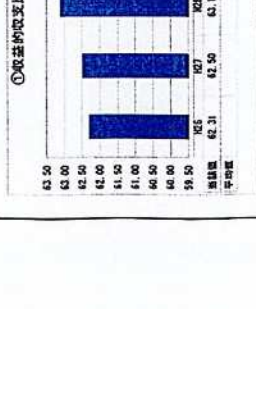
## 2. 老朽化の状況



## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的健全比率の類似団体平均等を表示していません。